

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社駒場工務店
(法人番号9170001010320)
業者の住所：和歌山県日高郡日高川町高津尾1400
- 2 指名停止措置期間：
(変更前) 令和5年11月6日から令和6年3月5日まで
(変更後) 令和5年11月6日から令和6年4月5日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社駒場工務店は、現在指名停止の期間中であるところ、同社の元代表取締役が、和歌山県日高川町が発注した中津小学校体育館屋根改修工事の指名競争入札において、同町副町長より最低制限価格の算出根拠となる情報を入手した見返りに謝礼を渡したとして、令和5年11月2日、贈賄の疑いで和歌山県警に再逮捕された。
その後、他工事の入札においても同様に謝礼を渡したとして、令和5年11月22日、贈賄の疑いで和歌山地方検察庁に追起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当することから、同要領第5第5項の規定に基づき、指名停止措置期間を変更するものである。

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」第5（抜粋）
(指名停止の期間の特例)

- 5 地方防衛局長等は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、付表各号、前各項及び第6に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、付表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

指名停止措置要領付表第2第3号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内